

議案第104号

**東近江市てんびんの里文化学習センター条例等の一部を改正する
条例の制定について**

東近江市てんびんの里文化学習センター条例等の一部を改正する条例を次のとおり
制定する。

平成27年11月30日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市てんびんの里文化学習センター条例等の一部を改正する条例

(東近江市てんびんの里文化学習センター条例の一部改正)

第1条 東近江市てんびんの里文化学習センター条例（平成17年東近江市条例第114号）の一部を次のように改正する。

別表1の表AVルームの項、ミュージックスタジオの項及び美術工作室の項を削り、同表に次のように加える。

多目的研修室	350円
作業室	200円

別表に次の1表を加える。

3 陶芸電気釜使用料

区分	金額（1回当たり）
素焼き	3,600円
本焼き	8,000円

(東近江市西堀榮三郎記念探検の殿堂条例の一部改正)

第2条 東近江市西堀榮三郎記念探検の殿堂条例（平成17年東近江市条例第116号）の一部を次のように改正する。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条から第11条までを1条ずつ繰り上げる。

(東近江市近江商人博物館条例の一部改正)

第3条 東近江市近江商人博物館条例（平成17年東近江市条例第129号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「別表第1」を「別表」に改める。

第9条を削る。

第10条の見出し中「使用料等」を「入館料」に改め、同条中「使用料及び」及び「(以下「使用料等」という。)」を削り、同条を第9条とする。

第11条の見出し及び同条中「使用料等」を「入館料」に改め、同条を第10条とする。

第12条を削り、第13条を第11条とし、第14条を第12条とする。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

(東近江市能登川博物館条例の一部改正)

第4条 東近江市能登川博物館条例（平成17年東近江市条例第283号）の一部を次のように改正する。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条から第12条までを1条ずつ繰り上げる。

(東近江市附属機関条例の一部改正)

第5条 東近江市附属機関条例（平成25年東近江市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第2に次のように加える。

東近江市博物館等運営委員会	博物館等の運営についての調査 審議に関する事務	10人以内
---------------	----------------------------	-------

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。